平成２６年（フ）第１７５０号
横浜市金沢区釜利谷西１丁目26番16号　勝三荘101
債務者　金　　東洙
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８５５号
横浜市緑区長津田町2178番地３　杉山原第二コーポ206号
債務者　林　　博文
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０４１３号
東京都練馬区立野町18―４―203
債務者　永田　貴之
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月５日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７０４号
東京都世田谷区池尻２丁目15―６
債務者　宮崎加奈子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８２号
北海道帯広市西18条南４丁目22番８号、住民票上の住所北海道帯広市自由が丘４丁目３番地11
債務者　佐々木竜二
1　決定年月日時　平成26年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３５３号
熊本市南区幸田２丁目７番50―405号
破産者　西村　一幸
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４６２号
札幌市中央区南３条西８丁目２番地２　ノヴァクリスタル703号
破産者　尾形　元希
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４２号
仙台市泉区長命ケ丘４丁目24―８　コーポ英207、住民票上の住所仙台市青葉区中山４丁目２番31号　クレセール中山105
破産者　菅野　　健
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４６２号
仙台市宮城野区平成１丁目20番23号　コーポラス葵105
破産者　阿部　友拡
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４７８号
仙台市太白区茂庭台４丁目25番６―205号
破産者　横澤　博司
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４８４号
仙台市青葉区錦町２丁目４番18―301号
破産者　小山　　歩
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１３５号
秋田市河辺三内字野崎179番地10
破産者　菅原　紀年
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４９号
秋田市南通築地４番９号　アークシティ築地第１―607号
破産者　手塚　丈雄
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５５号
秋田市仁井田本町１丁目６番28号
破産者　仙北谷　徹
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５３号
山形県東村山郡山辺町大字山辺1510―６、住民票上の住所山形県村山市楯岡十日町４番37号
破産者　だんごや食堂こと　寒河江信吾
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４２号
福島市以下秘匿、従前の住所福島市成川字台田７―１　山手ホームズ５―102号室
破産者　佐藤　美香（昭和58年５月19日生）
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第４３号
福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字笛田４番地の１　ふもとがわ団地１号棟156号
破産者　齋藤かおり
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第３４２号
川崎市高津区蟹ケ谷49番地１　ニューウェルテラス池の里910
破産者　大杉　順二
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係